

山形県商店街振興組合連合会 諸制度改正に伴う専門家派遣等事業講習会を開催しました



山形県商店街振興組合連合会は、12月10日（木）山形市「山形市中央公民館」において、諸制度改正に伴い対応が必要となる中小小売商業者等の課題を解決しつつ、適正な事業活動ができる環境を整備することを目的に標記セミナーを開催し、約20名にご参加いただきました。

講師として、税理士 奥山享氏をお招きし、「インボイス制度について」をテーマとしてご講演いただきました。

セミナーでは、令和5年9月までの区分記載請求書等保存方式の記載例や留意点、令和5年10月に導入される適格請求書等保存方式（インボイス方式）の概要などについて説明があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

山形県特定(産業別)最低賃金が発効されました

山形県最低賃金（793円）よりも高い最低賃金を定めることが必要と認めた4産業の山形県特定（産業別）最低賃金について、山形地方最低賃金審議会の答申を受けて行った金額等の改正決定は、令和2年12月25日からその効力を発生します。

これにより、令和2年12月25日以降は、山形県内の4産業で事業を営む使用者及びその産業の「基幹的労働者」に改正金額が適用されます。

特定（産業別）最低賃金	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	時間額 846円（3円UP）
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されない はん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	時間額 862円（3円UP）
自動車・同附属品製造業	時間額 861円（3円UP）
自動車整備業 （自動車分解整備の業務に従事する者に限る。）	時間額 865円（3円UP）